

法人名 株式会社建築住宅センター

法人の概要

平成14年7月1日 現在

法人の名称	株式会社建築住宅センター		代表者職氏名	代表取締役社長 内海重一	所 管 課	県土整備部建築住宅課
設立年月日	平成11年6月16日	事務所の所在地 (電話番号)	〒030-0802 青森市本町二丁目9番17号 (青森県中小企業会館内) TEL.017-732-7732 FAX.017-732-7734			

組織構成

役員数	常勤 1 名	(県派遣) 0 名	(県OB) 0 名	非常勤 9 名	合計 10 名
監査役数	常勤 0 名	(県派遣) 0 名	(県OB) 0 名	非常勤 2 名	合計 2 名
社員数	常勤 19 名	(県派遣) 0 名	(県OB) 2 名	非常勤 3 名	合計 22 名

臨時職員は非常勤に含む。

資本金

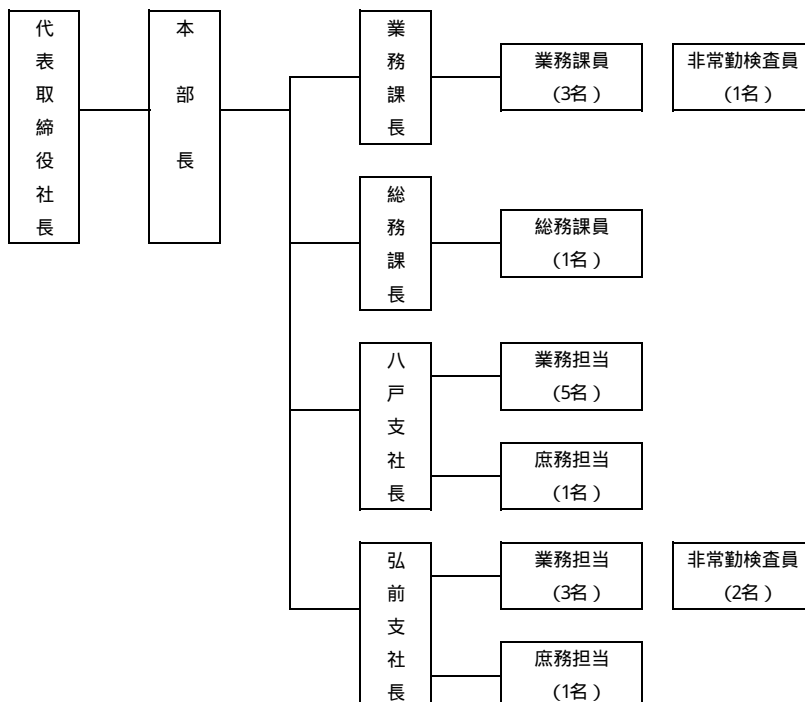
		うち県の出資額	県の出資等比率
資 本 金	60,000 千円	15,000 千円	25 %

主な出資者の構成 (出資比率順位順)

	氏名・名称	金額(千円) 又は株式数	出資比率(%)
1	青森県	15,000	25
2	青森市	5,000	8.3
3	八戸市	5,000	8.3
4	弘前市	5,000	8.3
5	(社)青森県建築士会	5,000	8.3

	氏名・名称	金額(千円) 又は株式数	出資比率(%)
6	(社)青森県建築士事務所協会	5,000	8.3
7	青森県建築設計事業協同組合	5,000	8.3
8	(株)青森銀行	2,100	3.5
9	(株)みちのく銀行	2,100	3.5
10	他県内金融機関9団体	10,800	18

組 織 図 (簡略に記入するか別紙で添付してください。)



事業目的

(1)建築基準法に基づく建築確認・検査業務 (2)住宅金融公庫法に基づく住宅金融公庫融資住宅工事審査受託業務 (3)その他建築物の構造安全性、省エネルギー性等の調査業務 (4)前各号に付帯関連する一切の業務

設立の背景

阪神大震災の後、建築基準法が改正され、建築物の安全を確保するため完了検査の徹底と中間検査制度が制定された。この実効性確保のため、従来、行政でしか扱えなかった建築確認・完了検査を民間に開放し、民間確認検査機関の指定制度が設けられた。平成9年度時点で青森県は完了検査の実施率が全国最低の状況であった。そのような状況を打開するため、民間確認検査機関の設立に向け関係機関との協議が開始され、青森県・青森市と建築関係3団体、11金融機関の出資により、平成11年6月16日、株式会社建築住宅センターが設立された。

県の施策との関連性

民間機関の事業継続性を担保するとともに、機関に対する信用力の付与による県民不安の防除及び申請率の確保を図るため、公共が関与する必要がある。また、純粹民間は、効率性のよい市部を業務エリアとし、検査コストの嵩む県分(周辺地域)を業務化することが期待できないため、県が出資し新機関の運営管理方針に関与する必要がある。(設立基本計画抜粋)

マネジメント

1 経営理念、中長期経営計画

(1)経営者の経営理念・基本目標等

《経営の基本理念》 1. 設立の趣旨を踏まえ、県民・市民サービスの向上を基本的な使命とする。(顧客重視) 2. 株式会社であることを自認し、経営の効率化、健全化に努める。(経営の安定) 3. 安定的な事業環境の創出、建築・住宅に関わる人材育成、及び当該分野の発展支援等を旨とする。(設立原点の確認)

(2)平成 13年度における経営者の経営目標の達成度の自己評価

公社等経営検討委員会に提出した中長期経営計画において、平成 13年度決算で単年度黒字化を目標とし、実際 438万円の利益を上げることができた。更なる利益確保・経営安定に努めたい。

(3)平成 14年度における経営者の経営目標

住宅の着工数は経済の動向に左右されるため、予測が困難な部分もある。住宅金融公庫離れも進んでおり、住宅性能保証制度の現場審査等、新たな業務も行って安定収入を確保したい。また、当社設立後、継続勤務によりプロパー社員の適合判定員資格者(旧 建築主事)の受験資格が発生し、今期 4名が受検する予定である。今までは民間に資格者がいない状態で、当社業務は現職の有資格公務員の出向、有資格行政OBに頼らざるをえなかったが、今後は民間資格者の育成にも力を注いでいきたい。また、平成 14年度は 4,810千円の利益を見込んでいる。

(4)中長期経営計画の状況

計画の策定状況	(平成 13年度～平成 19年度)	昨年度までに策定済	(中・長期経営計画進捗状況調を添付すること)
		今年度策定	(中・長期経営計画書を作成し次第提出すること)

2 事業内容等

(1)平成14年度予定している主な事業

事業名	事業区分	直営委託区分	金額(千円)	全体事業費に占める割合(%)	事業内容
建築確認検査事業	自主	直営	122,300	90.13	建築確認 5,200 件 完了検査 3,000 件 中間検査 100 件
住宅金融公庫事業	受託	直営	5,450	4.01	500 件
住宅性能評価事業	自主	直営	5,840	4.31	設計住宅性能評価 100 戸 建設住宅性能評価 20 戸
住宅性能保証事業	受託	直営	2,100	1.55	70 戸
直営事業収入			128,140	千円	/
委託事業収入			7,550	千円	
当期収入			135,690	千円	
/			94.44	%	

(2)平成14年度予定している主な事業に係る目標(指標)内容

事業名		目標値		
建築確認(受付件数)		5,200件		
過去の実績 (単位)	平成11年度	平成12年度	平成13年度	設定理由等
	1,356	4,523	5,309	過去の実績、県内・全国データと景気動向を勘案

事業名		目標値		
完了検査(受付件数)		3,000件		
過去の実績 (単位)	平成11年度	平成12年度	平成13年度	設定理由等
	519	1,973	2,716	過去の実績、県内・全国データと景気動向を勘案

事業名		目標値		
住宅金融公庫		500件		
過去の実績 (単位)	平成11年度	平成12年度	平成13年度	設定理由等
	348	1,660	1,027	過去の実績、県内・全国データと景気動向を勘案

事業名		目標値		
住宅性能評価		100戸		
過去の実績 (単位)	平成11年度	平成12年度	平成13年度	設定理由等
		3	65	設計住宅性能評価のみ

事業名		目標値		
住宅性能保証		70戸		
過去の実績 (単位)	平成11年度	平成12年度	平成13年度	設定理由等
				平成14年度新規事業

事業名		目標値		
過去の実績 (単位)	平成11年度	平成12年度	平成13年度	設定理由等

(3)主な受託事業の再委託状況

(単位:千円)

受託事業名 (再委託先)	再委託の内容・理由	12年度再委託金額		13年度再委託金額	
		12年度受託事業費		13年度受託事業費	
			/		/
合 計					

(4)直営事業の比率

(単位:千円)

項 目	11年度	12年度	13年度
直営事業収入額	25,353	92,478	126,753
委託事業収入額	2,372	11,076	7,396
当期収入額(+)	27,725	103,554	134,149
/	91.4%	89.3%	94.5%

直営事業とは、公社等が自ら実施している事業です。

(5)実施事業等の広報活動等

広報した事業等	実施時期	実施媒体	広報内容(概要)

(6)類似事業を行う業種又は事業者名

業種又は事業者名	類似している事業内容
(有)アーバン建築確認検査機関	床面積500㎡以内の建築物・工作物の確認・完了検査

その事業者が、県が出資等を行っている法人であるか否かに関わらず、記入してください。

3 組織体制等

(1) 役職員数 (14.7.1現在)

(単位:人)

項目	12年度	13年度	14年度	
常勤役員	県職員OB	0	0	0
	その他の役員	1	1	1
	小計	1	1	1
常勤職員	県職員OB	2	2	2
	その他の職員	18	17	17
	小計	20	19	19
非常勤役員	県・市町村関係	4	4	4
	民間からの役員	8	8	7
	小計	12	12	11
非常勤職員	県職員OB	1	1	1
	その他の職員	2	2	2
	小計	3	3	3
臨時職員			1	
計(～)	36	35	35	

(2) 職員の年代別構成 (14.7.1現在)

(単位:人)

	50代以上	40代	30代	20代	10代	合計
グローバル職員	3	1	8	5		17
県OB職員	2					2
非常勤職員	3					3
臨時職員				1		1
計	8	1	8	6	0	23

(3) 職員の勤続年数別構成 (14.7.1現在)

(単位:人)

	30年以上	20年以上	10年以上	5年以上	5年未満	合計
グローバル職員					17	17
県OB職員					2	2
非常勤職員					3	3
臨時職員					1	1
計					23	23

(4) 役職員の見直し内容

12年度	13年度	14年度
弘前支社・八戸支社開設にともなう人的派遣・増資により弘前市・八戸市へ取締役就任要請	青森県・青森市・八戸市・弘前市からの現職行政出向者(建築主事)各1名派遣終了	取締役1名減、新監査役に税理士を選任。八戸支社長(八戸市退職派遣1名)派遣期間満了予定。

(5) 常勤職員の給与体系

(いずれかに をして下さい。)	給与体系の見直し予定
1 県の給与体系を準用 法人独自の給与体系 その他 (行政出向者に係る経費は全て当社負担(共済費含む))	1 有 (年 月 予定) 無 3 その他 ()

給与体系の見直し予定がある場合、どの様に見直しする予定か記入してください。

(6)経営情報等の情報公開の状況 (複数回答可 いずれかに をして下さい。)

青森県情報公開条例第33条の規定により実施機関が定める法人		定められている	定められていない
公開状況	公開内容	公開方法	
1 自ら積極的に公開している	貸借対照表	事務所等に備え付け	
2 情報開示請求等があれば公開している	損益計算書、収支計算書等 (概要のみ可)	2 広報誌、新聞等、インターネット、公告	
その他 (株主 関係団体への資料提供)	事業内容、計画等	3 議会において説明等	
	4 その他 ()	その他 (送付)	

青森県情報公開条例第33条の規定により実施機関が定める法人に定められた法人は条例の主旨にのっとり、その保有する情報の開示及び提供を行うため必要な措置を講ずるよう努める責務があります。また、公益法人は「公益法人の設立許可及び指導監督基準 (平成 8年 9月 20日閣議決定)」に基づき業務及び財務に関する資料を主たる事務所に備えて置き、原則として、一般閲覧に供することとなっています。

(7)内部統制 (業務チェック体制等)の状況

(1)確認検査業務規程等を策定し、厳格に運用している。(2)経理規程を策定し、厳格に運用するとともに会計事務所のチェックを受けている。

内部統制とは、法人内のチェック・システムで間違い (誤謬・不正) を未然に発見できる仕組みをいう。

(8)職員研修の実施状況

研修の名称	実施機関名	受講人数	最終実施年度
指定住宅性能評価員講習	(財)バタリーピング	5	
住宅性能保証講習	(財)住宅保証機構	3	

(9)人事交流の実施状況

人事交流の実績	実施年度
へ 名派遣	
へ 名派遣	
へ 名派遣	
から 名受入	
から 名受入	
から 名受入	

4 マネジメント評価

(1) 経営理念・基本目標・中長期経営計画

評価項目	公社等記入		所管課記入	
	はい	いいえ	はい	いいえ
経営者の経営理念・基本目標は役職員に周知されているか。				
経営者の経営理念・基本目標は事業内容に反映されているか。				
年度ごとの経営目標に経営者の経営理念・基本目標は反映されているか。				
中長期経営計画の策定を行っているか。(現在策定中を含む。)				
中長期経営計画に経営者の経営理念・基本目標は反映されているか。(現在策定中を含む。)				
中長期経営計画は実現可能なものとなっているか。(現在策定中を含む。)				
中長期経営計画は役職員に周知されているか。(現在策定中を含む。)				
中長期経営計画の進捗状況について、定期的に比較検証を行っているか。				
中長期経営計画の進捗状況は役職員に周知されているか。				
合 計 数	9	0	9	0
	はいの割合	100.0%	はいの割合	100.0%
	評 価	A	評 価	A

経営理念・基本目標・中長期経営計画に関する公社等のコメント	経営理念・基本目標・中長期経営計画に関する所管課のコメント
<p>経済動向悪化により設立当初の経営計画に若干変更が生じたが、おおむね順調に推移している。</p>	<p>各事業(業務)において、サ・ビスの向上を目指し、13年度決算の単年度黒字実現を踏まえ、今後もより一層の経営安定化を図る必要があると思われる。その為には、完了検査実施率の向上、住宅性能保証制度の周知等の必要があり、官民一体の取組みが必要である。これにより、完全私企業化に向けての収益力のある企業となる事が重要である。</p>

(2)事業内容等

評価項目	公社等記入		所管課記入	
	はい	いいえ	はい	いいえ
設立目的と事業内容は合致しているか。				
県の施策と事業内容は整合しているか。				
事業内容は現在の社会情勢に合致しているか。				
事業の目標値は数値を用いて設定しているか。				
事業の目標値は社会情勢、経営状況を勘案し実現可能か。				
事業の目標値と実績値の比較を行っているか。				
事業の目標値と実績値の差違の原因分析を行っているか。				
事業の目標値を達成するよう改善努力を行っているか。				
主要部分の全てを再委託している受託事業はないか。				
再委託の内容・理由は適切か。	-		-	
委託事業支出額が直営事業支出額を上回っていないか。	-		-	
広報活動を通して事業に対する県民ニーズの調査・把握を行っているか。				
広報活動を通して実施事業の県民満足度の調査・把握を行っているか。				
広報活動を通して得た県民ニーズ・満足度を事業にフィードバックさせているか。				
類似事業を行う他法人等の状況を把握しているか。				
合 計 数	10	3	10	3
	はいの割合	76.9%	はいの割合	76.9%
	評 価	B	評 価	B

事業内容等に関する公社等のコメント	事業内容等に関する所管課のコメント
<p>当社では、今まで行政だけでは人的・業務量的に十分対応できなかった建築基準法上の主に住宅の確認・完了検査の業務を行っている。建築物の安全性と安心を提供するために、また条例等の適用等、行政と一体となった活動が必要不可欠であり、更には株式会社であるため採算性が重視されている。確実な関連法規理解（建築基準法他）に加え、営利を目的としてはならない「赤字になってはいけない」という、極めて高度な経営感覚を求められており、責任の重大さを実感している。なお、広報活動に関しては、行政や加盟建築関連団体の媒体があれば、社名協賛・業務PR等を行うことはあるが、当社独自出資の広報活動は実施していない。また、窓口申請受付時などに建築関係者から市場のニーズを聞き取り把握している。</p>	<p>現在行っている各事業（業務）について、行政以上のサービスの提供が不可欠であり、その中で経営の安定化を含めてのなお一層の企業努力が必要と思われる。また、今後経営の安定化を踏まえ、まちづくり業務等の新規事業への取組みも必要と思われる。</p>

(3)組織体制等

評価項目	公社等記入		所管課記入	
	はい	いいえ	はい	いいえ
役員構成の見直し（計画の策定含む。）を行っているか。 常勤役員を最小限としているか。よりふさわしい者を役員とするよう努めているか等				
役員数の見直し（計画の策定含む。）を行っているか。 役員数が過不足ないようにするよう努めているか等				
社長等の常勤化を行っているか。				
プロパー職員の役員登用を行っているか。				
職員数の見直し（計画の策定含む。）を行っているか。				
プロパー職員の管理職登用を行っているか。				
組織（課・係の再編成や事務分掌の変更等）の見直しを行っているか。				
役員報酬は地域水準、同規模・同業他社と比較して適切なものとなっているか。	-		-	
職員給与は地域水準、同規模・同業他社と比較して適切なものとなっているか。				
経営情報等の情報公開を行っているか。				
役員報酬規程、職員給与規程は定められているか。				
服務規程、就業規則等は定められているか。				
財務規程、経理規程等は定められているか。				
決裁に関する規程は定められているか。				
各種規程は役職員に周知されているか。				
各種規程は遵守されているか。				
管理職を対象とした研修を行っているか。				
一般職員の能力を引き出すような研修を行っているか。				
他法人との人事交流を行っているか。				
合 計 数	16	2	16	2
	はいの割合	88.9%	はいの割合	88.9%
	評 価	A	評 価	A

組織体制等に関する公社等のコメント	組織体制等に関する所管課のコメント
<p>当社の業務内容の特殊性（建築有資格者による審査・検査。みなし公務員扱いによる守秘義務他）により、他機関との人事交流は行っていない。当社は情報公開の対象になってはいないが、行政、株主、他関連団体の要請に応じて経営情報等の開示をしている。</p>	<p>平成14年度で八戸市からの派遣職員も期間満了となり、完全私企業化に向け、プロパー職員の資格取得等に努力し、行政に頼らない会社作りが必要と思われる。</p>

(4)事業遂行の効率性等

評 価 項 目	公社等記入		所管課記入	
	はい	いいえ	はい	いいえ
事務処理の問題点の定期的な把握や原因分析を行っているか。				
事務処理の問題点に対する定期的な改善を行っているか。				
管理費削減のために支出項目の分析を行っているか。				
管理費削減のために具体的な改善を行っているか。				
入札方式・契約の工夫等、委託・購入コストの低減に取り組んでいるか。				
効率的な業務遂行のための外部委託（調査・研究を含む。）を行っているか。				
取引相手先は固定化していないか。				
金融機関等に対する金利交渉を行っているか。				
資金運用、投資先の定期的な見直しを行っているか、				
保有資産の含み損益を把握しているか。	-		-	
債権の回収可能性を明確に把握しているか	-		-	
合 計 数	6	3	6	3
	はいの割合	66.7%	はいの割合	66.7%
	評 価	B	評 価	B

事業遂行の効率性等に関する公社等のコメント	事業遂行の効率性等に関する所管課のコメント
業務内容に関しては、常に行政・支社間と連絡を取り合い、適切かつ迅速な審査・検査を心がけている。財務関係に関しては、会計事務所によるきめ細かい分析とアドバイスを受けている。	業務上の効率性に関しては、行政との連携を密にし、常に顧客のニーズへの迅速な対応が必要と思われる。財務に関しては、より一層の経営の安定化に向けたきめ細かい取組みが必要と思われる。

(5)提言への対応状況

評価項目	公社等記入		所管課記入	
	はい	いいえ	はい	いいえ
公社等経営委員会からの提言等について役職員に周知しているか。				
公社等経営委員会からの提言等について対応策の検討を行っているか。				
公社等経営委員会からの提言等について対応策を策定しているか。				
公社等経営委員会からの提言等について対応策を実施しているか。(一部実施含む。)				
合計数	4	0	4	0
	はいの割合	100.0%	はいの割合	100.0%
	評価	A	評価	A

提言への対応状況に関する公社等のコメント	提言への対応状況に関する所管課のコメント
<p>手数料・サービス水準をどの程度改善できるかを数値で明示すること。」 ・当社では設立当初の手数料を維持しており、県市民の負担増とならないよう配慮している。また業務区域内の戸建住宅においてはほぼ全戸の処理を迅速に行っている。 業務量達成目標、サービス品質の改善向上目標等を客観的数値で計画し、実現すること。」 ・完了検査率に関して、行政とのタイアップにより年々向上し、H12年度43.6%、H13年度51.2%であった。(H9年度6.4%)、H14年度は65%を目標としている。 新規参入者の支援・参入促進策を積極的に整備すること。」 ・豊富な資金とノウハウを持った全国的な大手確認検査機関、住宅性能評価機関のいくつかは、青森県も業務区域としている。まずは累積赤字の解消に努め、企業体力を高めたい。平成22年までには、完全私企業化すること。」 ・行政保有の当社株式を民間に売却するには引受手にとって当社がより一層収益力のある魅力企業になる必要がある。株式会社である以上、株主に対して配当を出せるよう鋭意努力していきたい。</p>	<p>提言の内容]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.価格・品質の改善目標数値の設定と実現 2.中長期経営計画の実現(業務量達成目標等を数値で設定、その実現) 3.潜在的参入者等の調査・参入者の支援 4.当法人の私企業化 5.競争条件の確保・整備 <p>1.手数料に関しては、当面経営の安定化を目的にすれば、現行でやむを得ないと思われる。累積赤字解消後に、経営状況を踏まえ、値下げ等の検討が必要になると思われる。サービスについては、より一層の向上を目指し、事務処理期間等についての現状分析・改善検討を行う事も考えられる。</p> <p>2.建築確認・住宅金融公庫業務は、受動的であり、件数は景気と連動するものと考えられ、営業努力等で増加するものではないと考える。但し、完了検査実施率については、行政との連携により、その数値はアップすると考えられ、安全安心な住宅の確保、また法人の収益増にも繋がる。その他の業務については、営業努力により、業務量の増加は期待できると考える。</p> <p>3.建築確認・住宅金融公庫の業務は、行政でも行っており、当法人のみが独占している訳ではない。また、青森県並びに県内一部市町村を業務区域とする他の民間機関も存在する。住宅性能評価機関についても数機関ある。各機関の設立については、法令上各種条件があり、数多くの設立は困難と思われる。現時点では、当法人の経営の安定化を図った上で、新規参入者の調査・支援等に取組む事が妥当と考える。</p> <p>4.当法人の私企業化については、行政職員の引揚げ、行政所有株式の民間への売却が必要となる。行政職員は平成14年度で完全引揚げとなる。株式の売却については、目標年度(22年度)までに、当法人が収益力のある企業となり、民間に売却できる体制づくりが必要と考える。</p> <p>5.当法人が独占的企業となり、サービスの低下、大きな利益の計上を防ぐための完全市場化については、当法人の経営、業務内容等を注意深く見ながら、競争確保手段等について検討していきたい。</p>

(6)マネジメント総合

	公社等記入		所管課記入	
	はい	いいえ	はい	いいえ
	45	8	45	8
	はいの割合	84.9%	はいの割合	84.9%
	評価	A	評価	A

注1 減価償却方法			
(例 定額法による税法基準の償却率) 税務会計上の定率法による償却			
償却過不足額	11年度	12年度	13年度
償却不足額の当該年度分は損益計算に加味する。また、償却過不足額の累計を貸借対照表固定資産及び当期末処分利益加味する。			

注2 退職給与引当金の引当方法			
当社退職金規程により、中小企業退職金共済機構に加入し対応している。			
(引当していない場合は、支給対象社員の自己都合退職の期末要支給額を計算し、前期末残高との差額を損益計算に加味し、当期末残高を貸借対照表の固定負債及び当期末処分利益に加味する。)			
退職金期末要支給額	11年度	12年度	13年度

注3 その他の引当金の種類と引当方法	
引当金の名称	引当方法
一切の引当金なし	
引当金の名称	引当方法
引当金の名称	引当方法

(2) 財政状態の概要 (貸借対照表)

(単位:千円未満四捨五入)

科 目	11年度	12年度	13年度
資産の部			
【流動資産】	28,039	16,705	24,735
【固定資産】	5,571	13,466	11,662
【繰延資産】	1,859	1,395	930
資産合計	35,470	31,566	37,327
負債の部			
【流動負債】	1,532	25,474	12,455
【固定負債】			14,400
負債合計	1,532	25,474	26,855
資本の部			
【資本金】	50,000	60,000	60,000
【欠損金】	16,061	53,908	49,528
資本合計	33,939	6,092	10,472
負債・資本合計	35,470	31,566	37,327

(3)補助金等の受入状況

(単位:千円未満四捨五入)

区 分	交 付 者	11年度	対全体収入比 (%)	12年度	対全体収入比 (%)	13年度	対全体収入比 (%)
	国・地方公共団体						
補助金収入 1	国			1,829	1.8%	2,838	2.1%
	県						
	その他			3,008	2.9%	3,075	2.3%
	小計	0		4,837	4.7%	5,913	4.4%
受託料収入 2	国						
	県						
	その他						
	小計	0		0		0	
そ の 他 3	国						
	県						
	その他						
	小計	0		0		0	
合 計		0		4,837		5,913	

1~ 3の具体的内容

旧建設省・国土交通省

公営住宅等関連事業推進事業費補助金

建設大臣指定住宅性能評価機関の住宅性能評価業務を実施するために必要な体制整備等に要する費用の一部を補助

雇用・能力開発機構

中小企業高度人材確保助成金

高度人材の受入に要した賃金等の一部を助成

対象は、弘前、八戸支社開設にあたり行政から出向を受け入れた建築主事の人件費

2 財務分析

(1) 財務分析比率表

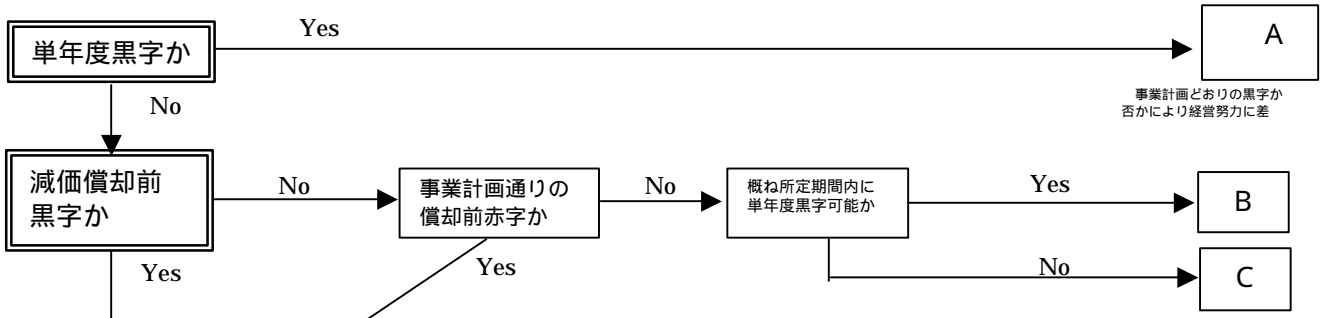
(単位 :%小数点 1桁)

比率の名称	算式	類似他社	11年度	12年度	13年度	傾 向 (13年度/12年度)
収 益 性						
経営資本経常利益率	経常利益 / 資産合計	当 社	-44.9	-118.4	5.1	
売上高経常利益率	経常利益 / 売上高	当 社	-57.4	-36.1	1.4	
経営資本回転率 (単位 :回小数点 2桁)	売上高 / 資産合計	当 社	0.8	3.3	3.6	
安 全 性						
流動比率	流動資産 / 流動負債	当 社	1830.7	65.6	198.6	
固定長期適合率	固定資産 / 自己資本 + 固定負債	当 社	16.4	221.1	46.9	
自己資本比率	自己資本 / 資産合計	当 社	95.7	19.3	28.1	
借入金依存度	借入金 / 資産合計	当 社	0	0	38.6	
成 長 性						
売上高増加率	当期売上高 - 前期売上高 / 前期売上高	当 社		273.5	29.5	
経常利益増加率	当期経常利益 - 前期経常利益 / 前期経常利益	当 社		-134.7	105.0	
総資本成長率	当期自己資本 - 前期自己資本 / 前期自己資本	当 社		-82.1	71.9	
生 産 性						
売上高人件費比率	人件費 / 売上高	当 社	107.1	99.9	78.2	
1人当たり年間売上高	売上高 / 社員数	当 社	3,080,566	4,707,007	5,589,564	
			上昇数	10	評 価	++
			横ばい数	0		
			下降数	2		

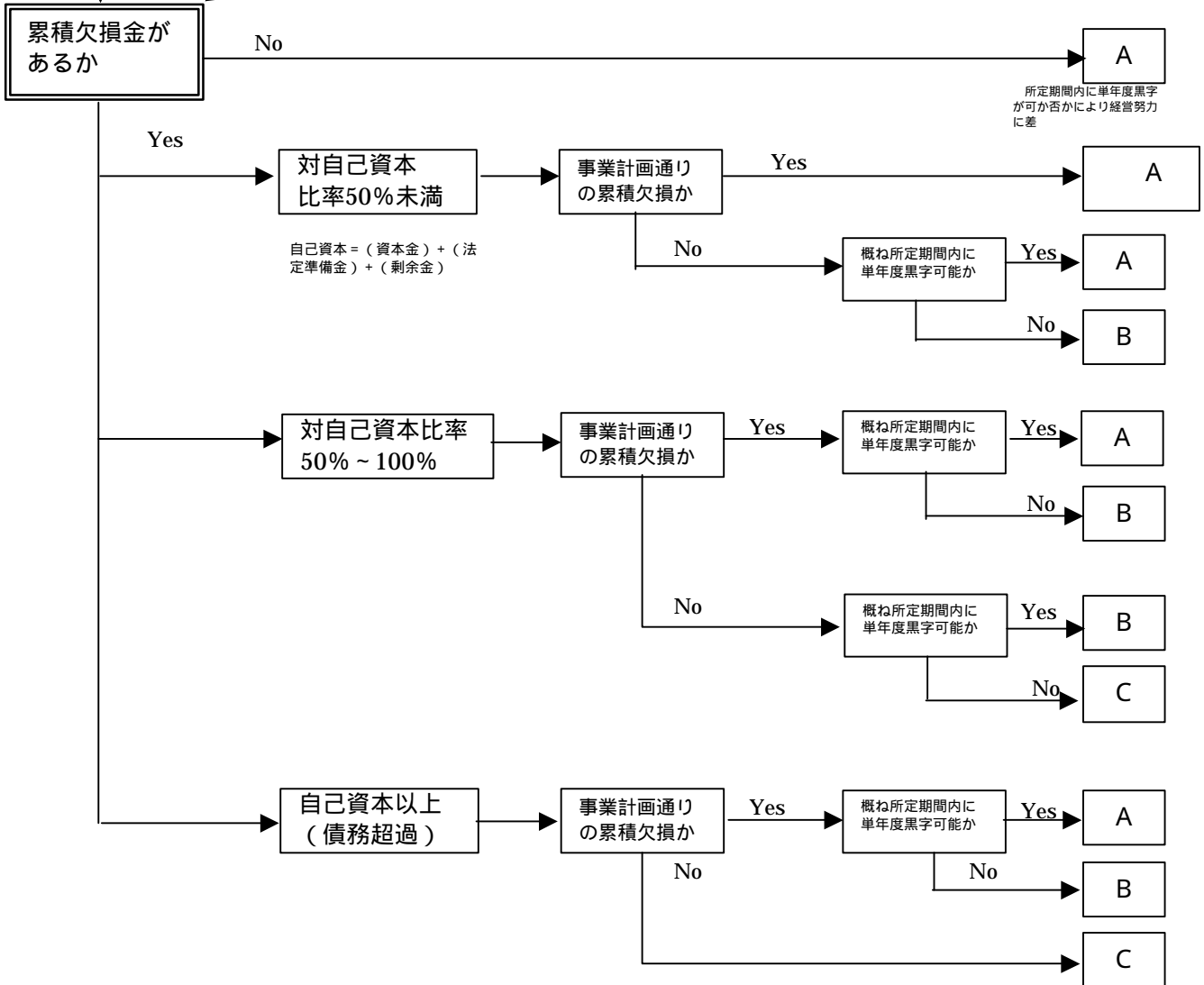
3 財務評価

(1) 評価のフローチャート(下記の該当するYes、No及びA～Cを丸で囲むこと)

< 損益計算書からみて >



< 貸借対照表からみて >



- A 経営努力を行いつつ事業は継続
 B 事業内容の大幅見直し等による抜本的な経営改善が必要
 C 深刻な経営難の状況にあり、経営の観点からは事業の存廃をも含めた検討が必要

(2)財務分析に関する自己評価

公社等の業種や性格、公共性、また設備投資の多寡、経営の責めに帰すべき理由なども考慮し、(1)のフローチャートによる評価を変更する場合にはその理由(県の施策等と実施事業の関連性、類似事業を行う法人等の状況等の考慮)を具体的に記入し、自己評価をする。

自己評価	公社等コメント(評価の変更理由等)	所管課評価	所管課コメント(評価の変更理由等)
A		A	

公社等経営評価総括表

公社等の名称：株式会社建築住宅センター

1 マネジメント評価

項目	公社等自己評価	所管課評価
(1) 経営理念・基本目標、中長期経営計画	A	A
(2) 事業内容等	B	B
(3) 組織体制等	A	A
(4) 事業遂行の効率性等	B	B
(5) 提言等への対応状況	A	A

2 財務評価

項目	公社等自己評価	所管課評価
(1) フローチャートによる評価	A	
(2) 財務分析比率による傾向	++	
(3) 財務分析に関する自己評価	A	A

3 総合

(1) 公社等自己評価		(2) 所管課評価	
マネジメント評価	財務評価	マネジメント評価	財務評価
A	A ++	A	A ++

4 公社等経営評価委員会のコメント

当委員会として、本法人と所管課の評価は妥当であると判断した。
 その理由として、完了検査率の向上と住宅性能評価業務拡大によって、開業3年目の昨年度（平成13年度）には黒字となり、今後も黒字経営を維持して累積損失を早期に解消していくという経営努力姿勢を指摘することができる。
 したがって、限られた県の資金を新産業や雇用創出のために機動的に配分し、県経済を活性化するということから、本法人は経営が安定してきているので、平成13年度の青森県公社等経営委員会の本法人に対する提言の一つである「平成22年度までには完全民営化をすること」についての考えを当委員会が求めたところ、現在の経営状況を前提として本法人内部で検討した「完全民営化までのスケジュール案」が提出された。
 当委員会は、限られた県の資金の中で県経済を活性化に結びつけるため、本法人から提出されたスケジュール案が本法人の健全経営によって円滑に推移し、経営安定法人に対する県の出資引き揚げのモデルケースになることを本法人に強く期待するものである。
 また、所管課も、限られた県の資金を他の用途に有効に利用して県経済を活性化に結びつけるためにも、本人民営化の実現のための方策について、大株主である県の窓口として模索し、それを経営に反映させるように努力するべきである。